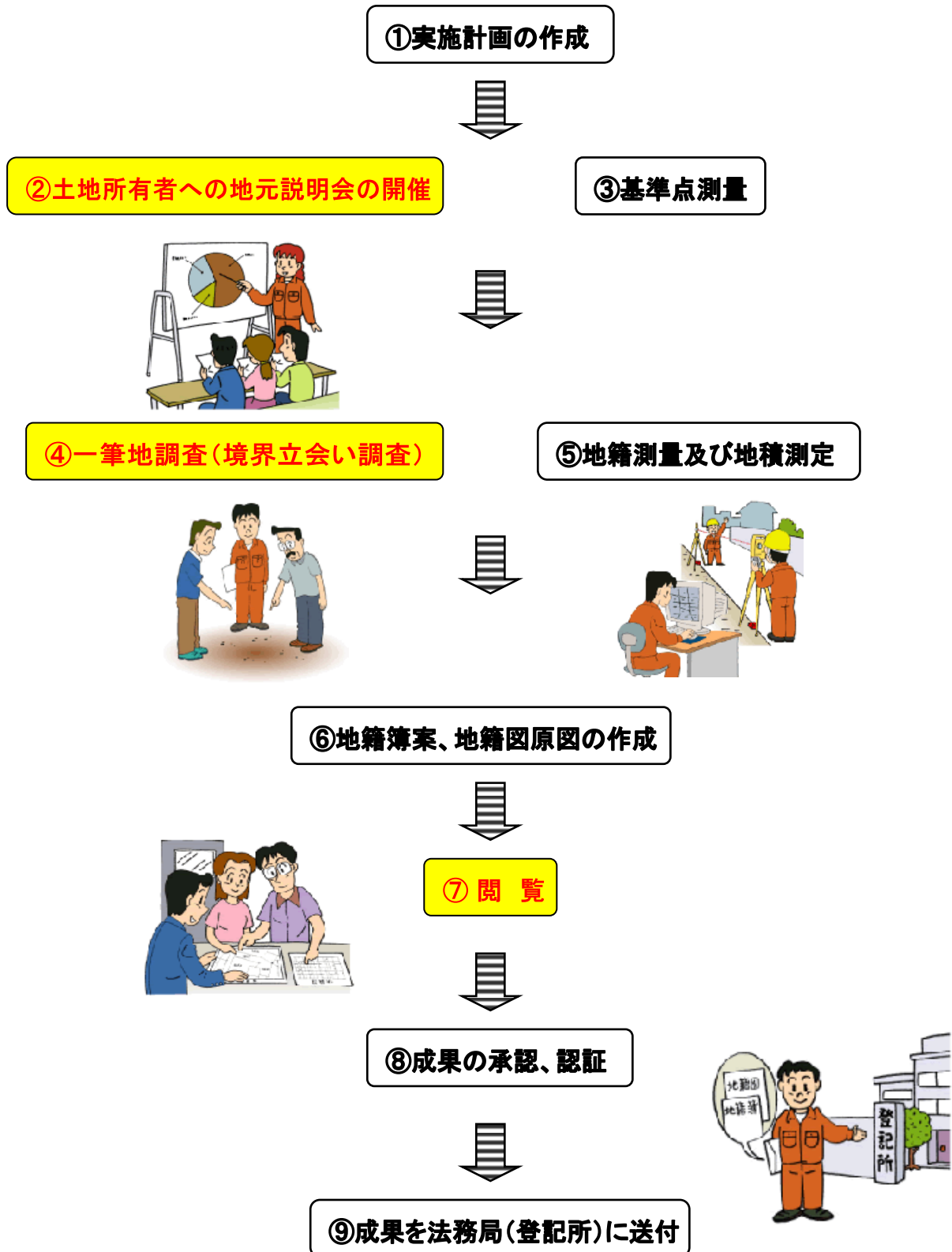


# 地籍調査の進め方(工程)

1. フロー図(②④⑦が土地所有者にお願いするところです。)

※ 全工程で概ね5年かかります。



2. 各項目の概要(②④⑦が土地所有者にお願いするところです。)

	項 目	概 要
1年目	①実施計画の作成	調査に入る前に、登記簿等をもとに調査に関する資料(土地所有者名簿、調査図素図等)を作ります。関係機関との連携や調整を行い、調査を始める体制をつくります。
2年目	②土地所有者への地元説明会の開催	土地所有者及び調査を行う地域の住民の方々に調査の内容や方法等について説明を行います。
	③基準点測量	測量の基準となる点(基準三角点)を国土地院が設置します。これが地図を作る骨組みとなるものです。この設置に当たって、設置点の正確な位置の把握が必要なため、測量等を行います。
	④一筆地調査(境界立会い調査)	一筆ごとの土地について、公図等をもとに作成した資料(調査図素図等)を参考に、土地所有者及び関係者立会いのうえで筆界(境界)を確認するほか、次の項目について確認調査を行います。 (1)地番、地目、所有者等の確認 (2)分筆、合筆の必要はあるか (3)現地は公図の表示(地番、図柄、配列)と一致しているか (4)登記もれの土地はないか (5)里道(赤線)、水路(青線)の幅員はどうか
	⑤地籍測量及び地積測定	④で確認した筆界点(杭・鋏)を測量し、座標値を求め、一筆ごとの面積を測定します。
3年目	⑥地籍簿案、地籍図原図の作成	④⑤の調査や測量等の結果に基づき、地籍簿案と地籍図原図を作成します。
	⑦閲覧	市役所で、土地所有者及び一般の方々に⑥で作成した地籍簿案と地籍図原図を確認(閲覧)していただきます。内容(筆界、地目、所有者等)に誤りがある場合には申し出ていただき、再度調査を行い、誤りがあれば訂正します。 ※本閲覧は20日の期間に設定します。
4年目	⑧成果の認証、承認	⑦の手続きを終了した地籍簿案、地籍図原図は、地籍調査の成果としての、地籍簿、地籍図となり、県知事が国の承認を受け、成果の認証を行います。
5年目	⑨成果を法務局(登記所)に送付	⑧の県の認証と国の承認を受けたあと、法務局へ成果を送付し、土地登記簿謄本が書き改められ、地籍図(不動産登記法第14条の地図)が備え付けられます。